

熊野白浜リゾート空港ビジネス利用促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会（以下「地域振興委員会」という。）会長（以下「会長」という。）は、熊野白浜リゾート空港（正式名称「南紀白浜空港」）のビジネス利用を図るため、同空港を利用する事業者（以下「会員」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

第2 補助対象経費、補助額及び対象期間

補助の対象経費、補助額及び対象期間等を別表のとおりとする。

第3 補助金の交付の申請及び請求

会員は、事業終了後に以下のとおり地域振興委員会に交付申請及び請求をする。

- (1) 提出書類 各1部
交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 提出期限
別表に定めるところとする。

第4 補助金の交付の条件

会員は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書当関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第5 補助金の交付の決定

会長は、第3の交付申請に係る書類を審査し、履行を確認したときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

第6 補助金の支払い

会長は、交付決定通知書を通知した日の属する月の翌月の末日までに、会員に補助金を支払うものとする。

第7 補助金の返還

会員は、この要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付された補助金を会長に返還するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、熊野白浜リゾート空港ビジネス利用促進事業の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月2日から施行する。

別表

対象者	和歌山県内の商工会、商工会議所に属しており、かつ南紀白浜空港サポーターズクラブに加入している事業者 (南紀白浜サポーターズクラブ未加入の場合は、交付申請時に加入申請可)
対象路線	東京(羽田)線 ※チャーター便を除く
対象期間(搭乗日)	第1期 令和7年10月14日から令和7年12月26日搭乗分 第2期 令和8年1月6日から令和8年3月15日搭乗分
申請期限	第1期分 令和7年1月31日まで 第2期分 令和8年4月20日まで
対象要件	和歌山県内の商工会、商工会議所に属しており、かつ南紀白浜空港サポーターズクラブに加入している事業者の職員が対象路線をビジネス目的で2片道以上利用すること。
補助対象	航空券の運賃がセイバー(往復セイバー含む)またはフレックスであること。 ※宿泊セットや団体利用の場合は、航空券が補助対象の運賃区分であることを明示すること。 ※スペシャルセイバー、スカイメイト、当日シニア割引は対象外。
補助額及び限度額	1便(片道)につき1人当たり5,000円 ただし、1期あたり1会員の申請件数は、延べ片道20便を限度とし、補助限度額は10万円とする。